

令和 3 年 6 月
国 税 庁

「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」の一部改正について（事務運営指針）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）等により国税通則法等の改正が行われたことに伴い、上記の事務運営指針について所要の改正を行うものです。